

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を委託しているため、委託先による不正入手・不正使用等への対策として、特に契約に際し、個人情報保護管理体制に重点を置き対応することを条件付与し、万全を期している。

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)及び奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)においては番号利用法第9条第1項100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。併せて、介護保険法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における事務の内容> サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1)番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表2、3、6、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表131、132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	評価書様式改正にともなう変更				
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	Ⅱ-1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	Ⅱ-2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	Ⅱ-1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	Ⅱ-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第7号	番号利用法 第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号	番号利用法 第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		〈サービス検索・電子申請機能における事務の内容〉 サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。 を追加。	事前	事後で足りるものを任意に事前に提出
令和5年3月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 を追加。	事前	事後で足りるものを任意に事前に提出
令和5年3月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108の項	117の項を追加。	事前	事後で足りるものを任意に事前に提出
令和5年3月31日	公表日	令和4年3月31日	令和5年3月1日	事前	事後で足りるものを任意に事前に提出
令和6年3月14日	公表日	令和5年3月1日	令和6年3月14日	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年3月14日	Ⅱ-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年3月14日	Ⅳ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和7年3月21日	公表日	令和6年3月14日		事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和7年3月21日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)及び奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。))においては別表第一68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	介護保険法(平成9年法律第123号)及び奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。))においては別表第一68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 併せて、介護保険法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。	事後	法改正に伴う項番号等変更、見直しによる修正
令和7年3月21日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号利用法 第9条第1項100の項	事後	法改正に伴う項番号等変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条</p> <p>(3) 番号利用法 第19条第9号</p> <p>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二 93、94の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 131、132の項</p>	事後	法改正に伴う項番号等変更
令和7年3月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和7年3月14日時点	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和7年3月21日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和7年3月14日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年3月21日	II-3 重大事故	令和2年3月31日時点	令和7年3月14日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年3月21日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和7年3月21日	IV-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更に伴う項目追加
令和7年3月21日	IV-8 人手を介在させる作業 判断の根拠		複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	新様式への変更に伴う項目追加